随意契約理由書

１　案件名称

　　　住民情報グループ事務室移転に伴う電話機新設等業務委託

２　契約の相手方

　　　早川電気通信株式会社

３　随意契約理由

　　　　住民情報グループにおいて、住民情報業務標準化対応を遂行するにあたり、適切な運営の体制を確保するため、令和４年４月に中央卸売市場９階へ事務室を移転する。

　　　　移転先において、電話機の設定を行うにあたって、同フロアに入居している経済戦略局の既存の電話交換機システムから電話配線を延長し、新設電話番号等のデータ設定やグループ設定を行う必要がある。

　　　　当該システムのデータ変更作業については、システムの各種設定及び障害情報等の管理情報を保有する保守業者のみが安全かつ確実に行うことができる。

　　　　また、本業務の実施にあたっては、現在稼働中である既存設備に障害が発生した場合、本市業務への影響を最小限にとどめるため、迅速かつ正確に復旧を行う必要がある。

　　　　早川電気通信株式会社は、既存電話交換機の設置者かつ保守業者であり、当該設備について熟知し、かつ緊急対応が可能な唯一の業者である。

　　　　よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　　市民局総務部総務担当（電話番号：06－6208－7312）

随意契約理由書

１　案件名称

令和３年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対応のための税務事務システム改修業務委託（その２）

２　契約相手方

　　株式会社日立製作所　関西支社

３　随意契約理由

本事業は、新型コロナウイルス感染の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、１世帯あたり10万円を現金により給付を行うものである。

主な委託業務の範囲は、税務事務システム（以下「システム」という）で管理している項目を基に抽出条件を検討の上、確認書送付対象者の抽出作業を実施し、大阪市が別途契約する外部委託業者への確認書データを本市に提供を行うものである。

当該システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社日立製作所に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　　市民局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当　（電話番号：06－6208－7323）

随意契約理由書

１　案件名称

令和３年度所得減少世帯に対する臨時特別給付金対応のための税務事務システム改修業務委託

２　契約相手方

　　株式会社日立製作所　関西支社

３　随意契約理由

本事業は、コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少し、暮らしに不安を抱えているにもかかわらず、国の支援が届きにくい課税世帯に対し、本市独自の支援策として、１世帯あたり現金10万円を現金により給付を行うものである。

主な委託業務の範囲は、税務事務システム（以下「システム」という）で管理している項目を基に抽出条件を検討の上、確認書送付対象者の抽出作業を実施し、大阪市が別途契約する外部委託業者への確認書データを本市に提供を行うものである。

当該システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社日立製作所に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　　市民局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当　（電話番号：06－6208－7323）

随意契約理由書

１　案件名称

令和３年度所得減少世帯に対する大阪市給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける支給管理用データ作成業務委託

２　契約相手方

　　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

３　随意契約理由

所得減少世帯に対する臨時特別給付金事業は、コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少し、暮らしに不安を抱えているにも関わらず、国の支援が届きにくい課税世帯を対象としたもので、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（国の制度）の対象となる「住民税非課税世帯」を除き、令和元年と令和２年の世帯所得が減少した世帯への本市独自の給付金事業である。

本業務は、国の制度と同様に、基準日を令和３年12月10日とし、基準日において、大阪市の住民基本台帳に記録されている者で、令和２年分の所得が令和元年分に比して30％以上減少している世帯について、抽出及び支給管理をするための住基データの抽出・作成を行い、速やかな支給の実現につなげることを目的とするものである。

主な委託業務の範囲は、税務事務システムより提供されたデータに対し、「令和３年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける支給管理用データ作成業務委託」において抽出済の情報を付加し、支給管理用データとして外部委託業者へ提供を行うことである。

当該システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　市民局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当（電話番号：06－6208－7323）

随意契約理由書

１　案件名称

令和３年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金にかかる住民基本台帳等事務システムにおける家計急変世帯等支給管理用データ作成業務委託

２　契約相手方

　　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

３　随意契約理由

令和３年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は新型コロナウイルス感染の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、１世帯あたり10万円を現金により給付を行うものである。

本業務の主な委託の範囲は、適切な支給体制を継続的に確保することを目的に、非課税世帯・家計急変世帯の対象者（本人申請の場合を含む）の支給管理をするためのデータベースに連携するための、住民基本台帳の基礎データの作成を行い、大阪市が別途契約する外部委託業者へ提供するデータを、本市に提供するものである。

当該システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　　市民局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当（電話番号：06－6208－7323）

随意契約理由書

１　案件名称

所得減少世帯に対する臨時特別給付金事業業務委託

２　契約の相手方

　　　凸版印刷・ＪＴＢ共同企業体

３　随意契約理由

　　　　本事業はコロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少し、暮らしに不安を抱えているにもかかわらず、国の支援が届きにくい課税世帯に対し、本市独自の支援策として、１世帯あたり現金10万円を支給することを目的として実施するものである。

　　目的を達成するためには、住民税非課税世帯臨時特別給付金（以下、「国の給付金」という。）で対象となる世帯以外のうち、所得が減少している世帯に対して、速やかな給付を行うことができる具体的な事業スキームが必要である。

　　　　そのためには、国の給付金の受給要件を満たす非課税世帯に対し、誤って本事業による給付金を支給しないためのチェック体制づくり、国の給付金の支給状況把握などに手間が生じ、結果として給付遅延を発生させることのないような体制づくりが必須となるが、そうした運用が可能となるのは、国の給付金事業を受託している事業者のみである。

　　　また、本事業は、国の給付金事業と実施期間が大部分において重複しており、暮らしに不安を抱えている市民に対し、国の給付金又は本事業のどちらかの給付金によってできる限り漏れなく支援するためには、区役所に設置する相談窓口やコールセンターを一体的に運用することが必要であるが、そうした運用が可能となるのは、国の給付金事業を受託している事業者のみであることから、当該事業者と契約を締結するものである。

　　　　以上の理由から、本件契約は地方自治法施行令第167条の２第１項第６号の「競争に付することが不利なもの」に該当するものである。

４　根拠法令

　　　地方自治法施行令第167条の２第１項第６号

５　担当部署

　　　市民局総務部非課税世帯臨時特別給付金担当（電話番号：06－6208－7323）